

平成23年4月15日

第2274号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 特定計量器定期検査の実施（184・産業政策課）……………1
- 基本測量終了の通知（185・建設管理課）……………3
- 都市計画の決定による送付図書の縦覧（186・都市計画課）……………3
- 証紙売りさばきの廃止の届出（187・会計課）……………3
- 建設業の許可の取り消し（188・秋田地域振興局総務企画部）……………3
- 都市計画事業の認可（189～193・秋田地域振興局建設部）……………4

公 告

- 条件付き一般競争入札の実施（技術管理室）……………5
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）……………6
- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）……………7
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部） 2件……………7
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部） 2件……………8
- 土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）……………9
- 土地改良区の役員の就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………9
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）……………9
- 県営土地改良事業工事の完了（由利地域振興局農林部）……………9
- 土地改良区の役員の就任の届出（仙北地域振興局農林部）……………9

選挙管理委員会告示

- 政治活動のために寄附を受け又は支出することができない団体（42）……………9

公安委員会告示

- 少年指導委員の委嘱（42・少年課）……………10

告 示

秋田県告示184号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき、公示する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 検査対象区域、検査対象特定計量器、期日、時間及び場所

検査対象区域	検査対象特定計量器	検査期日	検査時間	検査場所
八郎潟町	非自動はかり及び分銅	平成23年5月17日	午前10時から 午前11時30分まで	八郎潟町農村環境改善センター
井川町	〃	平成23年5月17日	午後1時30分から 午後3時まで	井川町健康センター
潟上市	〃	平成23年5月18日	午前10時から 午後3時30分まで	潟上市昭和公民館
		平成23年5月19日	午前9時30分から 午前11時30分まで	潟上市天王公民館
五城目町	〃	平成23年5月19日	午後1時30分から 午後3時30分まで	五城目町広域体育館
		平成23年5月25日	午前10時から 午前11時30分まで	男鹿市役所脇本出張所
			午後1時30分から	若美コミュニティセン

男鹿市	非自動はかり及び分銅		午後3時まで	ター (大集会室)
		平成23年5月26日	午後1時30分から 午後3時30分まで	男鹿市役所北浦出張所
		平成23年5月27日	午前10時から 午後2時まで	男鹿市役所本庁舎 (1階 市民ホール)
大潟村	〃	平成23年5月30日	午前10時30分から 午前11時30分まで	大潟村村民センター
三種町	〃	平成23年5月30日	午後1時30分から 午後3時まで	八竜農村環境改善センター
			午前10時から 午前11時30分まで	三種町琴丘公民館
		平成23年5月31日	午後1時30分から 午後3時30分まで	三種町山本公民館
八峰町	〃	平成23年6月1日	午前10時30分から 午後0時30分まで	峰栄館
			午後2時から 午後4時まで	八峰町文化交流センター (文化ホール)
三種町	〃	平成23年6月2日	午前10時から 午後3時まで	八竜農村環境改善センター
藤里町	〃	平成23年6月20日	午後1時30分から 午後3時30分まで	藤里町役場車庫
能代市	〃	平成23年6月21日	午前10時から 午後3時まで	能代市二ツ井公民館
		平成23年6月22日	午前10時から 午後3時まで	能代市中央公民館
		平成23年6月23日	午前10時から 午後3時まで	
		平成23年6月24日	午前10時から 午後3時まで	
上小阿仁村	〃	平成23年6月28日	午前10時30分から 午前11時30分まで	上小阿仁開発センター (集会室)
北秋田市	〃	平成23年6月28日	午後1時30分から 午後3時30分まで	北秋田市阿仁山村開発センター
			午前9時30分から 午前11時30分まで	北秋田市森吉総合スポーツセンター
		平成23年6月29日	午後2時から 午後4時まで	合川体育館
			平成23年6月30日	午前10時から 午後3時30分まで
鹿角市	〃	平成23年9月6日	午後1時から 午後4時まで	鹿角地域交流センター
		平成23年9月7日	午前9時から 午後4時まで	
		平成23年9月8日	午前9時から 午後3時まで	
小坂町	〃	平成23年9月9日	午前9時30分から 午前11時まで	小坂町交流センター・セ パーム
大館市	〃	平成23年9月9日	午後1時30分から 午後2時30分まで	大館地域職業訓練センター

2 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日

平成23年5月17日から平成24年3月31日まで

3 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、3日以上の上検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規

則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項の規定により、申請すること。

- 4 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関の名称
社団法人秋田県計量協会

秋田県告示第185号

平成22年秋田県告示第242号の基本測量について、平成23年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
秋田都市計画地区計画（南部ニュータウン大野地区計画）の決定の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第187号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した事務所の所在地及び名称

秋田市八橋南一丁目8番2号 秋田市母子寡婦福祉連合会

秋田県告示第188号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日
平成23年4月5日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
合資会社北斗プランニング
秋田市牛島東五丁目1番25号
無限責任社員 池 田 仁 士
秋田県知事許可（般-21）第40670号
- (3) 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成23年4月5日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成23年4月5日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
秋田オリオン販売株式会社
秋田市仁井田栄町2番24号
代表取締役 高 階 康 裕
秋田県知事許可（般-19）第11698号
- (3) 処分の内容

建築工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成23年4月5日付けで建築工事業及び機械器具設置工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称 秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画下水道事業 秋田市公共下水道（八橋処理区）
- 3 事業施行期間
昭和6年10月1日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

秋田県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称 秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和51年7月16日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

昭和51年秋田県告示第501号、昭和59年秋田県告示第157号、昭和60年秋田県告示第124号、昭和61年秋田県告示第387号、昭和63年秋田県告示第698号、平成4年秋田県告示第673号、平成7年秋田県告示第416号、平成10年秋田県告示第128号、平成11年秋田県告示第119号、平成15年秋田県告示第36号及び平成20年秋田県告示第174号の事業地に、秋田市向浜一丁目、並びに下北手松崎字上崎、並びに柳田字柳田、字竹生、字馬上田、字佐渡端及び字石神、並びに太平八田字荒巻、字扇田、字八田、字オノ崎、字関口、字藤ノ崎、字館ヶ沢、字田屋ノ前、字上八田及び字平野脇、並びに太平目長崎字谷地、字目長崎、字古町、字宮田表、字長橋、字大根沢、字神田、字五反田、字本町、字上目長崎、字舞鶴館及び字堀切野、並びに太平中関字川原、字八幡野、字下館、字本宿、字平形、字堀内、字寺中及び字宮沢、並びに太平寺庭字張山及び字寺庭、並びに太平黒沢字稲荷、字館越、字蛭田、字野崎及び字砂子沢、並びに浜田字大森山、並びに仁井田字中谷地、字川久保及び字横山、並びに上北手猿田字宝竜崎を加え、飯島字大袋、並びに添川字添川、並びに外旭川字山崎、並びに柳田字川崎、並びに楡山字石塚谷地、並びに上北手百崎字境田、並びに上北手荒巻字荒巻、並びに浜田字家後、字石山、字出小屋、字潟端及び字宮田沢、並びに四ツ小屋字東泉寺、並びに上北手字堤ノ沢、並びに四ツ小屋小阿地字大杉沢及び字柳林、並びに上北手古野字深田沢において事業地を変更する。

- (2) 使用の部分
変更なし

秋田県告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称 秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
河辺都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和63年10月25日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和63年秋田県告示第674号、平成6年秋田県告示第187号、平成9年秋田県告示第94号、平成14年秋田県告示第166号及び平成20年秋田県告示第176号の事業地のうち、秋田市雄和田草川字山崎、並びに雄和椿川字前椿岱において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし

秋田県告示第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称 秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
河辺都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成元年7月18日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

秋田県告示第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称 五城目町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
五城目都市計画下水道事業 五城目町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成19年6月19日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成19年秋田県告示第334号の事業地のうち、南秋田郡五城目町高崎字広ヶ野において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成23年度 電算端末等操作障害復旧業務委託 GK23-Y3
 - (2) 業務概要
障害復旧等対応 一式
 - (3) 履行期限
平成24年3月31日まで
 - (4) 業務場所
別途指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 本店又は営業所を秋田県内に有すること。
 - (3) 物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された物品供給業者等登録名簿に入札資格があると認められる者として、営業種目OA機器・通信用機械器具類に登録されていること。
 - (4) 本業務と同種又は類似業務（パソコンやサーバ、システム等の運用保守、障害復旧業務等）を元請けとして履行した実績があること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
 - (6) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。
 - (7) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 設計図書等を示す場所等
- (1) 本業務に係る仕様書、契約書（案）、金額を記載しない内訳書、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班
（電話018-860-2419）
 - (2) 交付方法
秋田県の休日进行を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年4月15日（金）から同月22日（金）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- 4 入札執行の日時及び場所
- 平成23年4月25日（月）午後1時30分
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階西フロア会議室
- 5 入札保証金
- 秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- 6 その他
- (1) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の無効
財務規則第166条に規定するところによる。
 - (3) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。
 - (6) その他
詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大館市十二所土地改良区から次のとおり役員のリ任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

大館市十二所字水上164番地	畠 山 新 裕
〃 〃 字川端80番地 4	田 村 賢 賢
〃 道目木字屋布添40番地 1	奈 良 一 雄
〃 十二所字川端40番地 1	田 村 茂 勝
〃 道目木字屋布添85番地	奈 良 貞 治
〃 十二所字水上41番地	黒 田 哲 芳
〃 〃 〃 6 番地 3	黒 田 重 勇
〃 猿間字丹内下146番地	秋 元 謙 一 郎
〃 軽井沢字曲谷地82番地	阿 部 岩 雄
〃 〃 字浦山12番地	高 松 忠 芳
〃 猿間字丹内下53番地	畠 山 定 雄

2 退任監事の住所及び氏名

大館市道目木字屋布添64番地	奈 良 義 明
〃 十二所字川端10番地 1	中 島 富 雄
〃 〃 字水上125番地	黒 田 進

3 就任理事の住所及び氏名

大館市十二所字水上164番地	畠 山 新 裕
〃 〃 字川端80番地 4	田 村 賢 賢
〃 〃 〃 40番地 1	田 村 茂 勝
〃 道目木字屋布添85番地	奈 良 貞 治
〃 〃 〃 38番地 5	福 岡 一 美
〃 十二所字水上41番地	黒 田 哲 芳
〃 猿間字丹内下146番地	秋 元 謙 一 郎
〃 軽井沢字曲谷地82番地	阿 部 岩 雄
〃 〃 字浦山12番地	高 松 忠 芳
〃 猿間字丹内下53番地	畠 山 定 雄
〃 十二所字一ノ地65番地 1	畠 山 久 一 郎

4 就任監事の住所及び氏名

大館市十二所字川端10番地 1	中 島 富 雄
〃 道目木字屋布添64番地	奈 良 義 明
〃 十二所字水上125番地	黒 田 進

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北秋田市鷹巣土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月7日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三種町鶴川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

山本郡三種町鶴川字帆出22番地 1	成 田 和 保
〃 〃 富岡新田字富岡59番地 1	田 森 弘 弘
〃 〃 森岳字二ツ森85番地 1	石 川 隆 弘
〃 〃 川尻字安戸六前谷地26番地 1	田 中 廣 儀
〃 〃 〃 字川尻昼根下14番地	関 清 光
〃 〃 外岡字羽立64番地	田 中 靖
〃 〃 森岳字二ツ森33番地	荃 沢 誠 作
〃 〃 鶴川字大曲131番地	成 田 栄 悦
〃 〃 川尻字川尻昼根下39番地 1	杉 沢 豊 久

山本郡三種町川尻字川尻昼根下54番地	及 位 公 英
〃 〃 鶉川字西鶉川60番地	三 浦 松 男
〃 〃 〃 字上谷地3番地2	相 原 富 樹
〃 〃 久米岡新田字吉岡6番地1	佐々木 孝 一
〃 〃 鶉川字東鶉の巣116番地2	内 藤 房 雄
〃 〃 〃 字萱刈沢58番地2	日 諸 松 雄
2 就任理事の住所及び氏名	
山本郡三種町鶉川字帆出22番地1	成 田 和 保
〃 〃 〃 字大曲131番地	成 田 栄 悦
〃 〃 富岡新田字富岡59番地1	田 森 弘
〃 〃 鶉川字上谷地3番地2	相 原 富 樹
〃 〃 〃 字西鶉川60番地	三 浦 松 男
〃 〃 〃 字東鶉の巣116番地2	内 藤 房 雄
〃 〃 外岡字羽立64番地	田 中 靖
〃 〃 久米岡新田字吉岡3番地1	佐々木 文 治
〃 〃 川尻字川尻昼根下14番地	関 清 光
〃 〃 〃 字安戸六前谷地26番地1	田 中 廣 儀
〃 〃 森岳字二ツ森33番地	荃 沢 誠 作
3 退任監事の住所及び氏名	
山本郡三種町久米岡新田字吉岡3番地1	佐々木 文 治
〃 〃 鶉川字内田44番地	佐 藤 嘉 郎
〃 〃 〃 字東鶉川21番地	田 村 広
4 就任監事の住所及び氏名	
山本郡三種町鶉川字内田44番地	佐 藤 嘉 郎
〃 〃 〃 字東鶉川21番地	田 村 広
〃 〃 川尻字川尻昼根下54番地	及 位 公 英

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八峰町沼田土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名	
山本郡八峰町峰浜沼田字家ノ下101番地1	小 林 信 夫
〃 〃 峰浜田中字向田面179番地5	木 藤 直
〃 〃 峰浜沼田字家ノ下112番地	小 林 光 男
〃 〃 〃 字家ノ下181番地	小 林 米 光
〃 〃 〃 字家ノ下142番地1	小 林 道 彦
2 就任理事の住所及び氏名	
山本郡八峰町峰浜沼田字家ノ下101番地1	小 林 信 夫
〃 〃 峰浜田中字向田面179番地5	木 藤 直
〃 〃 峰浜沼田字家ノ下112番地	小 林 光 男
〃 〃 〃 字家ノ下142番地1	小 林 道 彦
〃 〃 〃 字家ノ下110番地1	斉 藤 春 男
3 退任監事の住所及び氏名	
山本郡八峰町峰浜田中字田上14番地	木 藤 忠 則
〃 〃 峰浜沼田字沼ノ尻47番地1	小 林 富 雄
4 就任監事の住所及び氏名	
山本郡八峰町峰浜沼田字沼ノ尻47番地1	小 林 富 雄
〃 〃 峰浜田中字田上51番地3	木 藤 和 幸

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山本郡藤里町藤琴土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月7日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三種町鶴川土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月7日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、飯田川土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川飯塚字僧ヶ沢5番地2

門 間 裕

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、潟上市天王土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 就任理事の住所及び氏名

潟上市天王字塩口67番地

櫻 庭 勇 一

2 就任監事の住所及び氏名

潟上市天王字江川71番地1

櫻 庭 美知行

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により鳥海町笹子土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月1日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 県営土地改良事業（樽堤地区ため池等整備事業）

完了年月日 平成22年12月7日

2 県営土地改良事業（六沢地区ため池等整備事業）

完了年月日 平成22年12月16日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

仙北市角館町広久内舟場83番地

津 嶋 紀

選挙管理委員会告示

秋選管告示第42号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成23年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月15日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 資金管理団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
さくさべ直後援会	佐佐部 直	斎 藤 安 雄	由利本荘市西目町沼田字新道下1-3

2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
石井こうさく後援会	佐々木 広 昭	佐々木 広 昭	大館市十二所字台42
岩間善直後援会	斎 藤 彦 二	岩 間 善 吉	大館市雪沢字籠谷32-2
小笠原つねお後援会	佐々木 雄 悦	畑 山 忠	横手市雄物川町今宿字出向180
長田栄一後援会	長 田 栄 一	長 田 奈 月	由利本荘市砂子下107-3
鬼川頼男後援会	鬼 川 頼 男	鬼 川 美保子	仙北市田沢湖田沢字沼田72
小杉良一後援会	小 杉 良 一	佐々木 茂 見	由利本荘市小栗山字見岫野50番地
小林さとの後援会	菅 原 浩 一	小 林 繁	潟上市昭和久保字街道下70
小松貞治後援会	阿 部 春 男	熊 谷 利 弘	にかほ市平沢字田角森40-5
佐藤孝一後援会	藤 原 喜 一	佐 藤 均	雄勝郡羽後町床舞字後野20-14
佐藤昇悟後援会	菊 地 正 男	佐 藤 信 一	横手市大森町八沢木字塚須沢260
高久昭二後援会	渡 部 清 幸	菅 原 敏 雄	仙北市角館町岩瀬169番地
高橋修一後援会	高 橋 伸太郎	高 橋 努	湯沢市小野字東古戸143-5
高橋光子後援会	高 橋 光 子	大 内 幸 子	湯沢市金谷字樋口286-1
土田整後援会	柿 崎 浩 治	佐々木 信 義	秋田市保戸野すわ町14番1号
戸田久一後援会	三 浦 文 夫	柴 田 直 俊	由利本荘市川西字神田113-1
三浦義昭後援会	新 沢 隆	松 坂 竹 雄	大館市岩瀬字上軽石野39
三浦芳博後援会	岩 井 正 己	伊 藤 力 夫	秋田市旭南二丁目6-11
みんなのかまどを守る市民の会	金 湖 敏 章	本 間 論	由利本荘市鶴沼43-4
武藤忠孝後援会	出 川 長五郎	武 藤 チセ子	北秋田市綴子字糠沢67

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第42号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第38条第1項の規定により次のとおり少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年4月15日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
佐 藤 博 明	鹿角市花輪字向畑100番地 鹿角警察署生活安全課	鹿角警察署の管轄区域

石木田 誠 一	0186-23-3321	
鈴 木 國 雄	大館市根下戸新町1番70号 大館警察署生活安全課 0186-42-4111	大館警察署の管轄区域
藪 田 金 光		
石 山 元 一		
小 林 勝 治 郎		
武 茂 純 子		
日 景 陽 司		
簾 内 勇 蔵	北秋田市鷹巣字下家下1番地 北秋田警察署生活安全課 0186-62-1245	北秋田警察署の管轄区域
柳 山 敏 幸		
畠 山 正 二		
塚 本 正	能代市日吉町1番24号 能代警察署生活安全課 0185-52-4311	能代警察署の管轄区域
楠 清 孝		
大 塚 金 弘		
菊 地 利 子		
高 田 幸 子		
伊 藤 正 吉	南秋田郡五城目町字七倉178番地の4 五城目警察署生活安全課 018-852-4100	五城目警察署の管轄区域
嶋 崎 文 雄		
小 玉 正 富	男鹿市船川港船川字新浜町1番地の4 男鹿警察署生活安全課 0185-23-2233	男鹿警察署の管轄区域
天 野 康 誠		
渡 邊 清 明	秋田市土崎港西三丁目1番8号 秋田臨港警察署生活安全課 018-845-0141	秋田臨港警察署の管轄区域
藤 井 俊 弥		
吹 谷 修		
小 玉 真 記 子		
布 施 悦 子	秋田市千秋明徳町1番9号 秋田中央警察署生活安全課 018-835-1111	秋田中央警察署の管轄区域
宇 佐 美 正 悦		
村 上 建 一		
森 洋		
金 子 真 悟		
赤 井 保 廣		
湊 久 美 子		
堀 川 芳 朗		

佐藤 宗春		
杉山 吉則		
佐藤 伸		
稲岡 敬弘		
常盤 誠		
佐藤 芳幸		
三浦 修一	秋田市上北手百崎字内山60番地の2 秋田東警察署生活安全課 018-825-5110	秋田東警察署の管轄区域
玉山 秀子		
堀井 伸一		
山田 進	由利本荘市中町27番地 由利本荘警察署生活安全課 0184-23-4111	由利本荘警察署の管轄区域
佐久間 朝子		
田口 吉美		
倉町 賢治	にかほ市象潟町字入道島15番地の8 にかほ警察署生活安全課 0184-43-2935	にかほ警察署の管轄区域
高橋 行二		
有明 謙	大仙市大曲日の出町一丁目1番30号 大仙警察署生活安全課 0187-63-3355	大仙警察署の管轄区域
佐藤 久		
沓沢 孝志		
後藤 有廣		
中村 正孝	仙北市角館町西野川原34番地の6 仙北警察署生活安全課 0187-53-2111	仙北警察署の管轄区域
菅原 スミ子		
伊藤 孝助	横手市安田字越廻71番地 横手警察署生活安全課 0182-32-2250	横手警察署の管轄区域
鶴田 徹二		
伊藤 健		
中安 則光		
阿部 和夫	湯沢市千石町一丁目3番5号 湯沢警察署生活安全課 0183-73-2127	湯沢警察署の管轄区域
桐谷 一利		
八柳 芳夫		
川村 榮一		

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

印刷者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号